

<参 考>

山形県林地開発許可制度実施要綱

制 定：平成 15 年 3 月 27 日 森第 1872 号
一部改正：平成 15 年 5 月 8 日 森第 197 号
一部改正：平成 17 年 3 月 23 日 森第 1414 号
一部改正：平成 19 年 12 月 19 日 森第 893 号
一部改正：平成 26 年 6 月 4 日 林振第 345 号
一部改正：平成 28 年 3 月 28 日 林振第 1345 号
一部改正：平成 30 年 4 月 3 日 林振 第 6 号
一部改正：令和 4 年 3 月 28 日 森林第 1296 号
一部改正：令和 5 年 4 月 12 日 森林第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 及び第 10 条の 3 に基づく林地開発許可制度の適正な執行を図るため、法、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）、山形県森林法の施行に関する規則（昭和 50 年山形県規則第 39 号。以下「規則」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき申請書の様式を定める件（昭和 37 年 7 月 2 日農林省告示第 851 号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(法令の遵守等)

第 2 条 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をする者は、開発行為の実施にあたり、法令及び許可条件を遵守しなければならない。

2 開発行為者は、その指示を受け又はその委託を受けて開発行為に従事する者が行う当該林地開発に係る行為についても、その責任を負うものとする。

(開発許可申請書の添付書類)

第 3 条 省令第 4 条に規定する申請書（様式第 1 号）の添付書類については、省令第 4 条、規則第 2 条、第 3 条及び第 3 条の 2 に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。ただし、知事が認める場合には、書類を追加し、又は一部省略することができる。

- (1) 開発行為をしようとする森林を所管する市町村長との間に締結された環境保全に関する協定書
 - (2) 開発行為地からの流下水について、直接的に影響を受ける範囲に水利権、漁業権等が存する場合には、それらの権利を有する者の同意書
- 2 省令第 4 条及び規則第 3 条に定める計画書（以下「計画書」という。）については、様式第 2 号によるものとする。
- 3 省令第 4 条に定める当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類については、様式第 3 号によるものとする。
- 4 規則第 3 条第 1 項第 16 号の同意書は、様式第 4 号によるものとする。

(開発行為の変更)

第 4 条 次に掲げる事項について開発行為の計画変更をしようとする開発行為者は、林地開発計画変更許可申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、許可を受けるものとする。

- (1) 開発行為の目的
- (2) 開発行為に係る森林面積（すでに許可を受けている開発行為の面積の 20% を超える増加又は 1 ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする行為の場合は 0.5 ヘクタール）を超える増加に限る。）
- (3) 残置森林、造成森林及び緑地面積（残置森林率又は森林率の割合が許可基準を下回る変更をしようとする場合に限る。）

- (4) 防災施設（防災施設の新設、廃止及び防災施設の機能の低下を伴う場合に限る。）
 - (5) 排水施設（排水施設の新設、廃止及び排水施設の機能の低下を伴う場合に限る。）
 - (6) (2)に該当しない場合であっても、変更内容が法第10条の2第2項各号に該当する恐れがあると認められる場合。
- 2 前項に規定する事項以外の開発行為の計画を変更する開発行為者は、許可条件に基づき変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書（様式第6号）を知事に提出するものとする。
- 3 前第1項の申請書及び前第2項の届出書には、次の各号に定める図書を添付するものとする。
- (1) 計画変更後の規則第2条に定める図面
 - (2) 計画書及び規則第3条及び第3条の2に定める添付書類のうち計画の変更に伴いその内容が変更される図書
 - (3) その他知事が必要と認める書類

（工事着手の届出及び施行状況の報告）

- 第5条 開発行為者は、開発行為に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 2 開発行為者は、開発行為が完了し知事の確認を受けるまでの間、開発行為の施行状況を林地開発施行状況報告書（様式第8号）により、知事に報告するものとする。
- 3 前項の報告は、毎年9月末日及び3月末日現在で行うものとし、翌月の10日まで提出するものとする。

（標識の掲示）

- 第6条 開発行為者は、開発行為の期間中、許可に係る開発区域の見やすい場所に林地開発許可標識（様式第9号）を掲示するものとする。

（開発行為の承継等）

- 第7条 開発行為者は、許可に係る開発行為の完了前に開発行為に係る土地の権利を他人に譲渡しようとする場合には、あらかじめ林地開発行為土地譲渡届出書（様式第10号）を知事に提出するものとする。
- 2 許可に係る開発行為の完了前に相続、合併、事業の譲渡その他の理由により、開発行為の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為地位承継届出書（様式第11号）を知事に提出するものとする。
- 3 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 相続又は合併による承継の場合
 - ア 開発許可指令書の写
 - イ 相続又は合併の事実を証する書類
 - ウ 開発行為に係る土地について権原を取得したことを証する書類
 - エ 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類
 - オ 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
 - (2) 事業の譲渡その他の理由により、開発行為の地位を承継した場合
 - ア 開発許可指令書の写
 - イ 開発行為に係る事業を譲り受けたことを証する書類
 - ウ 開発行為に係る土地について権原を取得したことを証する書類
 - エ 継承人が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - オ 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類
 - カ 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

(開発行為の廃止)

第8条 開発行為者は、1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする行為の場合は0.5ヘクタール）以下の開発を行った時点で、事業を終了する場合には、開発行為を終了する前に、林地開発行為廃止届出書（様式第12号）を知事に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次の書類を添付するものとする。

ア 開発区域の現況を明示した図面及び現況写真

イ 廃止後の措置を明示した図面等

ウ その他知事が必要と認め指示する書類

3 知事は、届出の内容について、現地確認等を行い、防災上の必要な措置を指示するものとする。

4 開発行為者は、指示された防災施設等の工事が完了した場合には、林地開発行為防災工事完了届出書（様式第13号）を知事に提出するものとする。

(開発行為の中止)

第9条 開発行為者は、1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする行為の場合は0.5ヘクタール）を超える開発を行った時点で、事業を終了する場合には、あらかじめ林地開発行為中止届出書（様式第14号）を知事に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次の書類を添付するものとする。

ア 開発区域の現況を明示した図面及び現況写真

イ 中止後の措置を明示した図面等

ウ その他知事が必要と認め指示する書類

3 知事は、届出書の内容を審査し、第4条の規定による開発行為の変更を指示するものとする。

(災害発生の届出等)

第10条 開発行為者は、開発対象区域内において災害が発生した場合には、直ちに必要な応急措置を講ずる等被害の拡大の防止を図るとともに、遅滞なく災害発生届出書（様式第15号）を知事に提出するものとする。

2 開発行為者は、前項の災害に係る復旧工事が完了した場合には、林地開発行為災害復旧完了届出書（様式第16号）を知事に提出するものとする。

(開発行為完了（部分完了）の届出)

第11条 開発行為者は、許可に係る開発行為が完了（部分完了）した場合には、遅滞なく、林地開発行為完了届出書（様式第17号）を知事に提出し、完了（部分完了）の確認を受けるものとする。

2 開発行為者は、前項に規定する知事の確認を受けるに当たり、立ち会うとともに、確認するうえで必要な資料の提出を求められた場合は、これを提示しなければならない。

3 指示された防災施設等の工事の完了については、前第8条第4項の規定による。

(違反行為に対する措置)

第12条 知事は、法第10条の3に該当する違反行為をした者に対して、速やかに中止又は復旧の指示、若しくは命令の措置を講ずるものとする。

2 前項の違反行為をした者は、知事が行う現地立入調査及び事情聴取等に協力しなければならない。

3 開発行為者は、第1項の指示又は命令された復旧工事が完了した場合には、林地開発行為復旧完了届出書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

(連絡調整)

第13条 法第10条の2第1項第1号、及び第3号の規定により許可制の適用のない開発行為についての当該開発行為をしようとする者（以下「届出者」という。）は、事前に知事と連絡調整を行わなければならない。

2 届出者は、前項の届出事項を遵守し、林地開発許可制度の趣旨に即した適正な開発行為の履行を

確保しなければならない。

(申請書又は届出書の経由及び提出部数)

第14条 省令及びこの要綱により知事に提出する申請書、又は届出書（これらの添付図書を含む。）は、所轄の総合支庁の長に提出するものとする。

2 規則第9条に定める提出部数について、知事が必要と認める場合は、その指示があった部数とする。

(事務処理の方法)

第15条 この要綱に定めるもののほか円滑な事務処理を図るため必要な事項については、別途要領に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

2 この要綱による申請書及び添付書類は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等に適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

<様式略>